

令和2年環境省告示第77号に定める工作物

(令和5年10月1日現在)

| | |
|----|---|
| 1 | 反応槽 |
| 2 | 加熱炉 |
| 3 | ボイラー及び圧力容器 |
| 4 | 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ※給水等の建築設備である配管については、建築物として調査、報告（一定規模以上の工事の場合）が必要です。 ※工作物としての配管設備には、農業用パイプラインを含み、水道管は含まれません。 |
| 5 | 焼却設備 |
| 6 | 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） |
| 7 | 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） |
| 8 | 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） |
| 9 | 変電設備 |
| 10 | 配電設備 |
| 11 | 送電設備（ケーブルを含む） |
| 12 | トンネルの天井板 ※鉄道施設、軌道施設に該当するトンネルを除く。 |
| 13 | プラットホームの上家 |
| 14 | 遮音壁 |
| 15 | 軽量盛土保護パネル |
| 16 | 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |
| 17 | 観光用エレベーターの昇降路の囲い ※「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号に定める、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいいます。（足立区内には、存在しないものと思われます。） ※建築物に設置されたエレベーターの昇降路は、建築物としての調査、報告（一定規模以上の工事の場合）が必要です。 |